

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	土地区画整理法第56条
設置年月日	1998-08-04
機関の目的・所掌内容	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う。
委員数	10 名 (うち、女性委員数 3 名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。
備考	権利者等、事業関係者に限り、会議の傍聴、議事録の公開、事前周知の対象としている。
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/daiichiseibi/chiku/tochikukaku/rokuchou/shingikai
問い合わせ先	都市整備局 第一市街地整備事務所 管理課 電話番号：03-3534-3405